

申請書の提出部数

令和8年4月1日現在

※申請の種別にかかわらず、代理者が申請する場合は委任状が必要です。（市規則第2条第2項）

（１）建築物の確認申請

(1) 申請書 (正本)	(2) 申請書 (副本)	(3) 建築士免許証の写し	(4) 建築計画概要書	(5) 構造計算安全性証明書	(6) 浄化槽書類
注) ・構造計算適合性判定が必要な場合は、(2)をもう1部提出してください。 ・また、各申請書には、国土交通省令、市規則に定める添付図書を添付してください。		設計者又は工事監理者が建築士の場合のみ必要です。		構造計算を行った場合のみ必要です。	・設置票 ・維持管理契約書 ・認定書の写し ・認定仕様書写し又は構造図 (1)(2)にはこの写しを添付。

※同時に、工事届を1部提出してください。

※計画通知の場合は、(1)(2)を通知書と読み替える。

※計画変更の場合は、元の確認済証、確認申請書（副本）等を添える。（ただし、工事届は不要）

※51人以上の浄化槽設置の場合は、上表のほかに、配置図及び各階平面図を1部添える。

（２）昇降機、工作物（８８条１項）の確認申請

(1) 申請書 (正本)	(2) 申請書 (副本)	(3) 建築士免許証の写し
--------------	--------------	---------------

※計画通知の場合は、(1)(2)を通知書と読み替える。

※(3)は、設計者が建築士の場合のみ必要です。

（３）中間検査申請

(1) 申請書 (正本)	(2) ●鉄骨造建築物施工状況報告書（市が指定した特定工程（鉄骨造建築物）のとき） ●鉄筋コンクリート造建築物施工状況報告書（法に規定する共同住宅のとき）
--------------	--

※計画通知の場合は、(1)を特定工程工事終了通知書と読み替える。

（４）完了検査申請

(1) 申請書 (正本)	(2) 内装仕上げの主要な部分毎の写真（シックハウス関係）
	写真は、現場において確認出来ない部分を確認するために補足的に添付を求めるものです。床、壁、天井などの材類毎に、ホルムアルデヒド発散材料の等級、撮影日時及び現場名が判断できるものとしてください。 （これによることができない場合は、梱包、納品伝票など）

※計画通知の場合は、(1)を工事完了通知書と読み替える。

(5) 許可・認定申請

(1) 申請書 (正本)	(2) 申請書 (副本)
--------------	--------------

(6) 仮使用承認申請 (7条の6)

(1) 申請書 (正本)	(2) 申請書 (副本)	(3) 申請書 (副本) (消防長用)
--------------	--------------	---------------------

(7) 特定建築物定期調査報告 (12条1項)

(1) 報告書 (正本)	(2) 報告書 (副本)	(3) 概要書
--------------	--------------	---------

(8) 防火設備定期検査報告 (12条3項)

(1) 報告書 (正本)	(2) 報告書 (副本)	(3) 概要書
--------------	--------------	---------

(9) 昇降機定期検査報告 (12条3項)

(1) 報告書 (正本)	(2) 概要書
--------------	---------

(10) 工事監理状況報告 (12条5項)

(1) 報告書 (正本)

(11) 工事施工状況報告 (12条5項)

(1) 報告書 (正本)	(2) 報告書 (副本)	(3) 報告書 (副本) (消防長用)
--------------	--------------	---------------------

(12) 道路位置指定申請

(1) 申請書 (正本)	(2) 申請書 (副本)
--------------	--------------

(13) 名義変更等届・工事取りやめ届

(1) 届出書 (正本)

※元の確認済証を添える。

(14) 申請取下

(1) 申請取下書 (正本)

(15) 軽微な変更説明書

(1) 説明書 (正本)	(2) 説明書 (副本)
--------------	--------------

(16) 追加説明書

(1) 説明書 (正本)	(2) 説明書 (副本)
--------------	--------------